

公益財団法人淡海環境保全財団役員等の報酬総額および報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人淡海環境保全財団(以下「この法人」という。)定款第13条および第27条の規定に基づき、この法人の役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

- 第2条 役員等の報酬は、常勤理事(この基準では、理事のうち淡海環境保全財団を主たる勤務場所とする理事をいう。以下同じ。)にあっては月額報酬及び賞与とし、非常勤役員等(常勤理事以外の理事及び監事並びに評議員をいう。以下同じ。)については日額とする。
- 2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。
 - 3 滋賀県における常勤の特別職及び一般職の職員並びに市町における常勤の特別職及び一般職の職員が職を兼ねるときは報酬は支給しない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。ただし、評議員については定款第13条で定める総額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

- 第4条 常勤理事の月額報酬および賞与は、別表に定める総額の範囲内において、理事会で決定する。
- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割り計算により、その日から月額報酬を支給する。
 - 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割り計算により、その日までの月額報酬を支給する。
 - 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
 - 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

- 第5条 通勤手当の月額は、県の当該条例の定めるところの例に準じた額とする。
- 2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割計算を行わず、県の当該条例の定めるところの例に準じた額とする。

(日当の算定方法)

第6条 非常勤役員等の日当は、別表に定める総額の範囲内において、1日当

たり13,000円とする。

(支給方法)

第7条 役員等の報酬及び通勤手当は、原則としてその全額を口座振替により本人名義の預金口座に振込む方法によって支払う。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び通勤手当につき、特に通貨により現金での支給を申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は公益財団法人淡海環境保全財団職員給与支払日と同一日とする。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うものとする。

(変更)

第8条 この規定は、評議員会の決議によって変更することができる。

付 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年 法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この役員等の報酬総額および報酬等の支給の基準は、平成29年6月16日から施行する。

別表 （事業年度の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額
常勤理事	500 万円
非常勤役員等	150 万円

